

検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成18年1月31日付け「保医発第0131002号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、下記の項目につき検体検査実施料が平成18年2月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

「検査実施料」の新規収載

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	備考	注
D007 血液化学検査						
43	プロカルシトニン(PCT)	免疫化学発光法	320	生 155	検討中	*1
D023 微生物核酸同定・定量検査						
	淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査	TMA法 (検出についてはHPA法及びDKA法)	300	微生物 150	検討中	*2

【注】

- *1: ア プロカルシトニン(PCT)は、区分「D007」血液化学検査の「43」に準じて算定できる。
 イ プロカルシトニン(PCT)は、敗血症 細菌性 発熱患者を対象として測定した場合に算定できる。ただし、区分「D007」血液化学検査の「43」のエンドトキシン定量検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- *2: ア 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、区分「D023」微生物核酸同定・定量検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「6」の微生物学的検査判断料を算定する。
 ただし、検査料については、区分「D013」肝炎ウイルス関連検査の「10」に準じて算定する。
 イ 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、クラミジア・トラコマチス感染症又は淋菌感染症が疑われる患者及びクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合並びにクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。
 ただし、区分「D012」感染症血清反応の「18」の淋菌同定精密検査、同区分「21」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定、区分「D023」微生物核酸同定・定量検査の「2」の淋菌核酸同定精密検査、クラミジアトラコマチス核酸同定精密検査、同区分「3」の淋菌核酸増幅同定精密検査又はクラミジアトラコマチス核酸増幅同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
 ウ 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、TMA法による同時増幅法とHPA法及びDKA法による同時検出法による。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み女子尿は含まない。

